

セーフティネット対応資金

制度概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた
中小企業者の資金繰り支援を実施しています！

信用保証料負担を軽減！ 据置最長5年！

融資条件等

融資対象者	県内で現に営む事業を1年以上（※1）継続して営んでいる中小企業者及び組合で次の要件のいずれかに該当するもの （1）中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号、第6号（大型倒産、突発的災害等）のいずれかに該当する特定中小企業者 （2）中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号（不況業種、金融機関合理化等）のいずれかに該当する特定中小企業者 （3）新型コロナウイルス感染症による影響を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた特定中小企業者（取扱期間：令和2年12月31日までに保証機関に保証申込受付されたもの（貸付実行については令和3年1月31日まで））	
融資限度額	上記（1）（2）に該当	上記（3）に該当
	運転資金 2,000万円 設備資金 3,000万円	運転設備資金 4,000万円 （※2）
融資期間	運転資金 7年（うち据置24月以内） 設備資金 10年（うち据置36月以内）	運転設備資金 10年以内 （うち据置60月以内）
利率	年1.6%～年2.2%	
信用保証料率	融資対象者の欄 （1）年0.65% （2）年0.62% （3）年0.425% （経営者保証免除の場合、0.525%）	

※1 4号及び5号については、(3)の取扱期間に限り、事業歴要件の緩和措置がとられています。

※2 新型コロナウイルス関連緊急経営対策金と合わせて4,000万円までとなります。

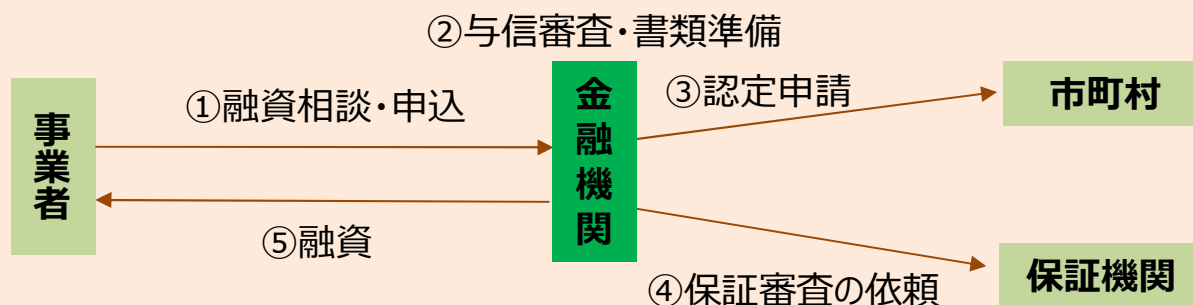
裏面をよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



申請の流れはどのようになりますか？

金融機関がワンストップで効率的、迅速に申請手続きを行います。
まずはお取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証の適用要件と連動しておりますので、セーフティネット保証の認定書が必要となります。

※ 認定申請は上記図のとおり、原則として金融機関の代理申請となります。



融資申込に必要な書類を教えてください。

- ① 市町村認定書 (セーフティネット保証)
- ② 金融機関必要書類
- ③ 保証機関必要書類 など

具体的にどのような資料が必要となるかは、取扱金融機関へご相談ください。

ご注意

融資の利用に必要な認定書は、融資を確約するものではありません。申込金融機関及び保証機関の審査によって決定されますので、申込要件を満たしても融資条件はご希望に添えない場合がございます。

【取扱金融機関】

鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、宮崎銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）

【お問合せ先】

鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課
TEL：099-286-2946